

【タイトル】 10月研修会

【担当部会名】 税務研究部会

【日時】 平成22年10月26日(火) PM3:00~4:30

【場所】 法人会館

【演題】「法人会をとり
まく新公益法人制度」

【講師】 前田 審理担
当上席 (江東東税務
署法人課税第一部門)



【概要】

今回は、平成20年12月に施行された**新公益法人制度**の説明で、その改正の目的は「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決する」ということである。

「公益目的事業」の定義は、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であり、**不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの**をいい、「ウォーキング」「まちきれ」等の活動は公益性が高く評価できるとのことであった。

新制度は法人法・認定法・整備法の関係三法で体系化され、法人法の要件を満たせば登記のみで一般社団・財団法人の設立が可能で、更に**認定法の基準を満たせば、公益社団・財団法人になれる。**

公益社団・財団法人への移行認定基準は、定款の条件が法人法及び認定法に適合すること、特別の利益行為の禁止、収支相償、**公益目的事業比率50%以上**などの条件があげられる。

今後、江東東法人会が目指す公益社団法人についての具体的な話であった。